



平成 27 年 11 月 10 日

各 位

会 社 名 オリンパス株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 笹 宏行
(コード：7733、東証第 1 部)
問合せ先 広報・I R 部長 百武 鉄雄
(TEL. 03-3340-2111(代))

英国裁判所による判決について

当社及び当社子会社である Gyrus Group Limited (以下「ジャイラス社」といいます。)は、平成 25 年 9 月 4 日付適時開示「英国重大不正捜査局 (SFO) による当社及び当社子会社の訴追について」で公表いたしましたとおり、英国重大不正捜査局により、ジャイラス社の決算に関してジャイラス社の監査人に対して誤解を生じさせるか又は虚偽の説明を行ったという嫌疑で、英国 2006 年会社法第 501 条に基づき訴追されてきました。

本日、英国ロンドンのサザーク刑事法院 (Crown Court at Southwark) において正式に当社及びジャイラス社に対する無罪評決が行われ、無罪判決が言い渡されたことにより、刑事裁判手続は終了しました。当社及びジャイラス社は、重大不正捜査局の捜査に対して全面的な協力を行ってまいりましたが、当社及びジャイラス社に対する訴因は、法律上当社及びジャイラス社に適用されるものではなく、認められないと主張していました。サザーク刑事法院及び英国控訴院刑事部 (Court of Appeal Criminal Division) の各判決は、当社及びジャイラス社の主張を認めたものとなります。

(これまでの経緯)

当社及びジャイラス社は、当社及びジャイラス社に対する訴追は法的に成立しないとの主張を行ってまいりましたが、平成 26 年 2 月 21 日、サザーク刑事法院の Eder 判事は、当社及びジャイラス社の主張を認め、当社及びジャイラス社に対する訴追は法的に成立せず、刑事裁判手続は「法律上の問題により、失効せざるを得ない」と判断しました。

重大不正捜査局は、サザーク刑事法院の判決に対して控訴しましたが、平成 26 年 12 月 16 日、控訴院刑事部は、サザーク刑事法院の判決と同じ理由により、当社及びジャイラス社の主張を認める判決を下しました。重大不正捜査局は、控訴院刑事部の判決に対して英国最高法院 (Supreme Court) への上告を断念しましたが、当社及びジャイラス社の主張を認めたサザーク刑事法院及び控訴院刑事部の判決とは異なる理由により、(ジャイラス社を除く) 当社に対する訴追は維持するとの意向を示しました。

その後、当社及びジャイラス社は、英国法弁護士を通じて、控訴院刑事部の判決を踏まえてもなお訴追を維持するかにつき重大不正捜査局との交渉を重ねてきましたが、重大不正捜査局は、ごく最近になって訴追の維持を断念するとの意向を示しました。

当社はこれまで、英国における刑事裁判について、手続の進行に応じて適時にこれを開示することができませんでしたが、これは、英国の刑事裁判においては、公判の公正性を確保するために報道規制が課されていたことによることをここにご報告いたします。当社及びジャイラス社に対する刑事裁判手続は本日付で終了しましたので、当社は本日付で上記の開示を行うものであります。

以 上